本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第五六号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二七年三月一日から施行することとし、改正後の別表第一の規定については平成二六年八月一日から適用することとした。

◇新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（政令第五七号）（国土交通省）

1　東京都と大阪市とを連絡する新幹線鉄道のうち長野市と金沢市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を平成二七年三月一四日から適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五八号）（総務省）

電波法の一部を改正する法律（平成二六年法律第二六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。

◇電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第五九号）（総務省）

1　電波法関係手数料令の一部改正に関し、特別特定無線設備の修理の事業を行う者の登録申請手数料及び変更登録申請手数料の額を定めることとした。（第一条関係）

2　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正に関し、登録外国適合性評価機関が技術基準適合証明等を行った特別特定無線設備を登録修理業者が修理した場合の電波法の適用について技術的読替えを定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、電波法の一部を改正する法律（平成二六年法律第二六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第六〇号）（総務省）

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六三号）の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。

◇電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第六一号）（総務省）

1　電気通信事業法施行令の一部改正に関し、特定端末機器の修理の事業を行う者の登録申請手数料及び変更登録申請手数料の額を定めることとした。（第一条関係）

2　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正に関し、登録外国適合性評価機関が技術基準適合認定等を行った特定端末機器を登録修理業者が修理した場合の電気通信事業法の適用について技術的読替えを定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六三号）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。